資料５－（２）

原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件

（２）ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故として公表したもので、製品に起因する事故ではないと判断する案件

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
1	A200900323 平成21年7月6日（東京都） 平成21年7月21日	照明器具	（火災） 当該製品を使用していたところ、当該製品から発煙する火災が発生した。	○当該製品は60Hz専用の照明器具であるが、事故当時50Hzで使用されていた。 ○当該製品の安定器内の巻線が過熱し、レイヤショートを起こしていた。 ●当該製品の使用周波数は60Hz専用であるにもかかわらず、50Hzの地域で使用されていたため、安定器が過熱し、火災に至ったものと推定される。 　なお、取扱説明書には、「蛍光灯器具には50Hz用と60Hz用の区別があり、間違えて使用すると過熱焼損などの原因になる」旨、記載されている。	
2	A200900396 平成21年8月7日（茨城県） 平成21年8月17日	除湿機	（火災） 当該製品を使用していたところ、当該製品から出火し周囲を汚損する火災が発生した。	○当該製品は、背面部分が焼損・溶融しており、側面及び前面に焼損は認められなかった。 ○背面下部の電源コードは焼損しており、本体側プロテクター部で芯線が断線しており、断線部には溶融痕が認められた。 ○内部の電気部品には、発火の痕跡が認められなかった。 ●当該製品の電源コード本体側プロテクター端部で繰り返し屈曲等の外圧が加わったため、コード内部の芯線が断線しスパークが生じ、火災に至ったものと推定される。 　なお、取扱説明書には「電源コード、電源プラグを破損するようなことはしないでください。傷んだまま使用すると、感電、ショート、火災の原因なります」「設置方法として、背面は壁から約20cm以上離して設置する」旨、記載されている。	
3	A200900400 平成21年5月31日（神奈川県） 平成21年8月19日	食器乾燥器	（火災） 当該製品の電源コード部分から出火する火災が発生した。	○当該製品はふたが開いた状態で右側が焼損し、モーターやヒーターが露出していたが、電気部品及び内部配線に発火の痕跡は認められなかった。 ○右背面から出ている電源コードは焼損しており、本体から約15cmの位置で両極ともに断線し、断線部に溶融痕が認められた。 ○電源コードは束ねて短くされており、電源コードの断線部は、ワゴン端部と接触していた。 ●当該製品の電源コードに引っ張りストレスが繰り返し加わったため、ワゴン端部との接触部で電源コードが損傷して短絡し、スパークが発生し、火災に至ったものと推定される。 　なお、取扱説明書には、「電源コードを傷つけたり、無理に曲げたり、引っ張ったり、束ねたりしない。傷んだまま使用すると、感電・ショート・火災の原因になります。」旨、記載されている。	

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
4	A200900418 平成21年8月16日（群馬県） 平成21年8月25日	テレビ（ビデオ一体型、ブラウン管型）	（火災） 当該製品でビデオを視聴していたところ、当該製品から異音がしたので確認すると、内部から出火していた。	○当該製品の外部に変形、溶融等の異常は認められなかった。 ○当該製品内部の樹脂製の部品（ビデオ部のローディングモーターを固定するブラケット、メインカムギア）に溶融が認められたが、当該部の周辺のモーター等に異常過熱等の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の基板、電気配線、フライバックトランス等に発火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品内部の樹脂製部品が溶融していたが、製品内部に異常発熱や発火の痕跡は認められないため、外部からの延焼によって焼損したものと推定される。	・使用期間：不明（製造期間から約10年と推定）
5	A200900754 平成21年12月2日（愛知県） 平成21年12月14日	ターミナルアダプター	（火災） 当該製品から発火する火災が発生し、当該製品を焼損した。	○ススの付着した当該製品の通気口外郭に液体が付着したような痕跡が認められた。 ○当該製品内部の電源基板は通気口に沿って焼損しており、焼損部には白い異物が付着していた。 ○電源基板のコンデンサーが外れており、電源基板を確認すると、コンデンサー端子とブリッジダイオード端子間、ブリッジダイオード端子とIC端子間で短絡が発生していた。 ●当該製品の外部から液体が浸入したため、電源基板上で短絡が発生し、火災に至ったものと推定されるが、液体が浸入した原因の特定には至らなかった。	
6	A200900777 平成21年12月11日（神奈川県） 平成21年12月18日	除湿機	（火災） 当該製品及び周辺が焼損する火災が発生した。	○当該製品の電源コード本体側プロテクター部において、コード芯線が断線し、芯線部の芯線が溶融していた。 ○本体内部の電気部品及び配線類に、出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の電源コード本体側プロテクター端部で繰り返し屈曲等の外圧が加わったため、コード内部の芯線が断線し、スパークが生じ、火災に至ったものと推定される。 　なお、取扱説明書には「電源コードを無理に曲げたり、捻ったり、引っ張ったりしないでください。感電、ショート、火災の原因になります。」旨、記載されている。	
7	A200901146 平成22年3月7日（埼玉県） 平成22年3月24日	電子レンジ	（火災） 当該製品を使用したところ、異音とともに発煙・出火する火災が発生し、当該製品が焼損した。	○当該製品を網目棚の上側に設置し、炊飯器を網目棚の下側に設置していた。 ○当該製品のインバーター基板上の高圧コンデンサー取り付け部周辺に著しい焼損が認められた。 ○高圧コンデンサーには内部から出火した痕跡は認められなかった。 ○事故現場の設置状況を再現して炊飯を繰り返して電子レンジを動作させた結果、製品内部に炊飯器の蒸気が入り込み、高圧コンデンサー付近から出火する状況が確認できた。 ●当該製品の内部に、炊飯器の蒸気が入り込んだため、高圧コンデンサー付近に多量の水滴が付着しスパークが発生し、火災に至ったものと推定される。 　なお、取扱説明書には「水・ガスコンロなどの熱気のかかるところには置かないでください。（部品の故障や漏電の原因になります。）」旨、記載されている。	

原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件

（３）製品起因であるか否かが特定できない事故として公表したもので、製品に起因する事故ではないと判断する案件

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
1	A200900320 平成21年7月4日（東京都） 平成21年7月21日	電気こたつ	（火災） 当該製品の周辺が焼損する火災が発生した。	○当該製品はやぐらが著しく熱変形し、中板の片側が外れ、ヒーターユニットが斜めに落下していた。 ○使用者はこたつの中に2枚に重ねた座布団を入れており、座布団の上にヒーターユニットが落下し、座布団が焼け焦げていた。 ○中板はやぐらに8本のネジで固定されているが、２本のネジが付いているだけで、残りの６本は外れていた。 ○ヒーターユニットは、安全装置の温度ヒューズが溶断し、通電が停止していた。 ●当該製品のヒーターユニットを取り付けている中板の取付けネジが外れていたことや、こたつの中に座布団を入れて使用していたため、中板の落下でヒーターユニットが座布団と接触し、座布団が過熱し、火災に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「座布団や衣類等をやぐらの中に入れたり、洗濯物等を乾燥させない。火災の原因になります」旨、記載されている。	
2	A200900338 平成21年3月2日（秋田県） 平成21年7月24日	電気ストーブ	（火災、軽傷１名） 当該製品を使用していたところ、当該製品及び周辺が焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。当該製品が倒れて可燃物に接触した可能性もある。	○当該製品が使用されていた部屋では、塗料の拭き取り作業のため多量のシンナーが使用され、シンナーを含んだタオルが放置されていた。 ○当該製品は扇風機形で、制御部は上部に配置されており、上部右側後部が焼損していたが、内部部品、配線等に発火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の安定性及び転倒オフスイッチに問題は認められなかった。 ●当該製品内部の電気部品や配線等には溶融痕等の発火の痕跡は認められないことから、外部からの延焼によって焼損したものと推定される。	
3	A200900340 平成21年7月6日（千葉県） 平成21年7月24日	エアコン	（火災） 当該製品及び周辺が焼損する火災が発生した。	○当該製品は、エアコンクリーニングが行われている。 ○当該製品のファンモーターの端子部に溶融痕が認められた。 ○ファンモーター基板の端子接続部が焼損していた。 ○ファンモーター端子部付近の樹脂（ハウジング片）表面から異物（ナトリウム）が検出された。 ●当該製品のファンモーター基板の端子部にエアコンクリーニング時の洗浄液が付着してトラッキング現象が発生し、火災に至ったものと推定される。	・使用期間：約7年

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
4	A200900362 平成21年7月14日(三重県) 平成21年7月31日	水槽用ポンプ	(火災) 当該製品が焼損する火災が発生した。	○当該製品は水中に設置する製品であるが、本体コイル部が水中ではなく、水の上で使用されていた。 ○当該製品は本体コイル部が焼損し、羽根車が回らない状態であった。 ○本体コイル部をエックス線で観察すると、100V端子が溶融し、端子間でトラッキング現象が生じていた。巻線部分には溶融などの異常は認められなかった。 ●当該製品は、使用者が本体を水中に沈めず使用していたため、本体内部の温度が上昇し、絶縁樹脂に亀裂が生じ、本体コイル部に水が浸入し、トラッキングにより焼損、火災に至ったものと推定される。 　なお、取扱説明書には「本製品を水中以外で作動させない」「本体がしっかり水中に沈んでいる事を確認します」旨、記載されている。	
5	A200900391 平成21年8月5日(三重県) 平成21年8月12日	電気洗濯乾燥機	(火災) 当該製品で乾燥運転を行い、タオルを取りだそうとフタを開けたところ、タオルが発煙・発火した。アロマオイルが付着したタオルを入れて洗濯・乾燥させていたことから、オイルの酸化熱による自然発火の可能性もある。	○使用者は当該製品を使用し、油が付着したバスタオルを洗濯・乾燥させていた。 ○当該製品には強い油臭があり、フタを開くと洗濯槽全体に油汚れが付着していた。 ○当該製品の基板、配線、モーター等の電気部品に焼損は認められなかった。 ○焼損したバスタオルから、動植物系の油が検出された。 ●当該製品で油分が含まれているバスタオルを乾燥し、放置したため、油の酸化熱により、バスタオルが自然発火し、火災に至ったものと推定される。 　なお、製品本体及び取扱説明書には、「油の酸化熱による自然発火の恐れがある」旨、記載されている。	
6	A200900407 平成21年7月17日(神奈川県) 平成21年8月21日	IH調理器	(重傷1名) 当該製品で鍋にお湯を沸かし、冷凍食品を投入した際、お湯が飛び出し、火傷を負った。	○使用者は鍋のお湯が沸騰する直前に、冷凍食品を入れた瞬間、お湯が鍋から飛び出し、顔と手を火傷した。 ○当該製品の出力に問題は認められなかった。 ○再現実験において、突沸現象は再現されなかった。 ●事故発生当時の状況及び当該製品に異常が認められないことから、突沸現象によりお湯が飛び散ったことにより火傷し、事故に至ったものと推定される。	
7	A200900415 平成21年8月17日(東京都) 平成21年8月24日	エアコン(室外機)	(重傷1名、火災) エアコンを使用中、当該製品が焼損する火災が発生し、使用者が煙を吸い重傷を負った。	○当該製品は普段からあまり使用されておらず、事故当日も使用していなかった。 ○当該製品は全体的に焼損しているものの、ファンモーターやプリント基板などの内部部品に溶融痕などの出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の内部に異常が認められないことから、外部からの延焼によって焼損したものと推定される。	・使用期間:3年9か月
8	A200900429 平成21年6月20日(愛知県) 平成21年8月28日	照明器具	(火災) 当該製品を通電状態のまま、引きひも式のスイッチ部に可燃性の潤滑スプレーを噴霧したところ、しばらくして、当該製品が焼損する火災が発生した。	○使用者はスイッチに潤滑スプレーを噴霧し、スイッチ操作を繰り返していた。 ○潤滑スプレーの噴射剤は、可燃性のLPガスであった。 ○当該製品は角型のシェード(スチロール樹脂)が溶融、焼損していた。 ○スイッチ、安定器、ソケット、内部配線等の部品には、発火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品に可燃性の潤滑スプレーを噴霧し、スイッチ操作を繰り返し行ったため、スイッチの火花が噴射剤に引火し、樹脂部品等に着火し、火災に至ったものと推定される。	

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
9	A200900433 平成21年8月20日（長野県） 平成21年8月28日	充電式電動工具	（火災） 当該製品周辺が焼損する火災が発生した。	○当該製品は、モーター部、制御基板、スイッチ、内部配線で構成されているが、内部に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品に装填された電池パックは、内部の制御基板や電池パックがほとんど焼損していなかった。 ○予備の電池パックは、内部に発熱した痕跡がみられず、異常は認められなかった。 ●当該製品に異常が認められないことから、外部からの延焼によって焼損したものと推定される。	
10	A200900440 平成21年8月24日（東京都） 平成21年8月31日	空気清浄機	（火災） 当該製品及び周辺が焼損する火災が発生した。	○当該製品は、店舗の厨房で使用されていた。 ○モーターコネクター部付近のリード線に溶融痕があった。 ○モーターコネクター部の接触子（DC140V）に電解生成物（ナトリウム）が検出された。 ○電源基板、電源コード、マイナスイオン発生器、ファンモーターに発火した痕跡は認められなかった。 ○同等品を用いた調査で、フィルターに水滴が残った状態において、衝撃を与える、若しくはファンを使用することにより水滴が飛散し、モーターコネクター部に水滴が付着することを確認した。 ●当該製品のモーターコネクター部に電解生成物を含む水滴が付着したため、トラッキング現象が生じて絶縁劣化し、火災に至ったものと推定される。 　なお、取扱説明書には、「浴室など、湿気の多いところや水のかかるとこでは使えない旨及びフィルターセットは洗って再使用できない」旨、記載されている。	
11	A200900478 平成21年8月21日（埼玉県） 平成21年9月11日	テレビ（ブラウン管型）	（火災） 火災が発生し、当該製品及び周辺を焼損した。	○当該製品は主電源スイッチが切れており、使用中ではなかった。 ○当該製品は背面左側が著しく焼損しており、左後方に傾いていた。 ○メイン基板は背面左側が焼損していたが、フライバックトランスに異常はなく、他の部品等に発火の痕跡は認められなかった。また、メイン回路の電流ヒューズは切れていなかった。 ○電源コード及び電源プラグには、異常が認められなかった。 ●当該製品は主電源スイッチが切れており、基板や電気部品に発火の痕跡は認められないことから、外部からの延焼によって焼損したものと推定される。	・A200900527（ビデオデッキ）と同一案件 ・使用期間：不明（製造期間から約21年と推定）
12	A200900486 平成21年8月30日（大阪府） 平成21年9月14日	エアコン（室外機）	（火災） 当該製品及び周辺が焼損する火災が発生した。	○当該製品の内部に比べ、外部の方が焼損が著しい。 ○当該製品は正面右側の樹脂製外郭が焼失しているものの、内部の端子台に出火した痕跡は認められなかった。 ○基板は外郭付近が一部焼損しているものの、原形を留めた状態であり出火の痕跡は認められなかった。 ○その他当該製品を構成する部品及び配線等に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品内部に出火した痕跡は認められないことから、外部からの延焼によって焼損したものと推定される。	・使用期間：約7年

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
13	A200900511 平成21年9月2日(東京都) 平成21年9月25日	電気洗濯機	(火災) 当該製品を使用中に異臭がしたので確認すると、当該製品付近から発煙し、当該製品及び周辺を焼損した。	○当該製品は背面左側が焼損していたが、製品内部に焼損はなかった。 ○電源コード及び電源プラグからの出火の痕跡は認められなかった。 ○事故品は屋外に設置されており、事故品背面の外壁トタンが焼損していたが、建物側からの出火ではなかった。 ●当該製品の内部に出火の痕跡はなく、電源コード及び電源プラグからの出火も認められないことから、外部からの延焼によって焼損したものと推定される。	・使用期間:不明(製造期間から約13～14年と推定)
14	A200900512 平成21年8月31日(愛知県) 平成21年9月25日	充電器(携帯電話機用)	(重傷1名) 当該製品及び周辺が焼損する事故が発生し、火傷を負った。 (子供(5歳)が肘に火傷)	○当該製品のDCコネクターは外郭が一部溶融していたが、内部の配線や端子部等に発火の痕跡は認められなかった。 ○DCケーブルは1箇所溶融していたが、内部のコードに損傷は認められなかった。 ○充電器本体に焼損等の異常はなく、内部の基板にも焼損等の異常は認められなかった。 ○当該製品で充電試験を行ったが、充電機能は正常で、発熱などの異常は認められなかった。 ●当該製品は、DCコネクターの外郭が一部溶融しているだけであり、内部配線や端子部等に発火の痕跡は認められず、充電機能も正常であることから、外部からの延焼によって焼損したものと推定される。	
15	A200900523 平成21年9月24日(栃木県) 平成21年10月1日	電気冷蔵庫	(火災) 火災が発生し、当該製品が焼損した。	○当該製品は背面下部の機械室右側付近の焼損が著しかった。 ○焼損の著しい箇所にあった電源コードに溶融痕が認められた。 ○焼損していない箇所の電源コードの絶縁被覆が複数箇所で損傷していた。 ○以前にもネズミ等の小動物により電源コードが損傷したため、消費者がビニルテープで補修したことがあった。 ●当該製品の電源コードが、ネズミ等の小動物により損傷したため短絡し、周囲の可燃物に着火し、火災に至ったものと推定される。	
16	A200900546 平成21年9月30日(千葉県) 平成21年10月9日	電気冷蔵庫	(火災) 当該製品及び周辺が焼損する火災が発生した。	○当該製品は背面が焼損していたが、下部機械室のファンモーター、圧縮機、PTCリレーに発火の痕跡はなく、庫内の電気部品、内部配線にも発火の痕跡は認められなかった。 ○コンセント付近の壁の焼損が著しく、当該箇所付近の電源コードに溶融痕が生じていたが、溶融痕が生じていた箇所は電源コードの途中であった。 ●当該製品の電気部品及び内部配線等に異常はなく、電源コードに溶融痕が認められるため電源コードから発火に至った可能性が考えられたが、溶融痕が生じた原因は電源コードの途中であり、製品不良は考え難い箇所であることから、購入後に生じた損傷に起因するものと推定される。	

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
17	A200900547 平成21年9月25日（神奈川県） 平成21年10月9日	水槽用ポンプ	（ 火災） 水槽に使用していた当該製品及び周辺機器等が焼損する火災が発生した。	○当該製品とフィルターを左右逆に取り付けてしまったため、水槽との嵌め込み部に隙間が生じた。 ○電気スタンド、水槽用照明器具及び当該製品を接続していたテーブルタップの焼損が著しかった。 ○テーブルタップに接続されていた製品のうち、当該製品の電源プラグのみ溶融痕が認められた。 ●当該製品の取り付けを誤ったことで水槽と嵌め込み部に隙間が生じ、飛沫が当該製品の電源コードを伝ってテーブルタップ内に浸入し、テーブルタップの受け刃と当該製品のプラグ刃間が腐食したため、接触抵抗が増大して発熱し、火災に至ったものと推定される。	A200900548（水槽用照明器具）と同一事故
18	A200900548 平成21年9月25日（神奈川県） 平成21年10月9日	水槽用照明器具	（ 火災） 水槽に使用していた当該製品及び周辺機器等が焼損する火災が発生した。	○水槽用ポンプとフィルターを左右逆に取り付けてしまったため、水槽との嵌め込み部に隙間が生じた。 ○電気スタンド、水槽用ポンプ及び当該製品を接続していたテーブルタップの焼損が著しかった。 ○テーブルタップに接続されていた製品のうち、水槽用ポンプの電源プラグ刃のみ溶融痕が認められた。 ○当該製品内部に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品内部に出火の痕跡が認められなかったことから、外部からの延焼によって焼損したものと推定される。	A200900547（水槽用ポンプ）と同一事故
19	A200900553 平成21年9月30日（宮城県） 平成21年10月13日	電子レンジ	（火災） 火災が発生し、現場（集合住宅一室台所付近）に当該製品があった。	○当該製品は、上部から操作パネルにかけて焼損しているが、内部より外郭の操作パネル部の方が焼損が著しい。 ○当該製品内部の電気部品、内部配線等に溶融痕等の発火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品内部の電気部品、内部配線等に溶融痕等の出火の痕跡は認められなかったことから、外部からの延焼によって焼損したものと推定される。 なお、出火元はステップルで固定された延長コードに溶融痕が認められたことから、延長コードからの出火が疑われるが、出火元の特定には至らなかった。	
20	A200900562 平成21年9月26日（大阪府） 平成21年10月15日	充電器（携帯電話用）	（火災） 当該製品をコンセントに接続したままにしていたところ、異臭と発煙が発生したため確認すると、当該製品から出火しており、当該製品及び周辺を焼損した。	○当該製品は出力ケーブルの一部が焼損し、芯線が断線していたが、溶融痕等の発火の痕跡は認められなかった。 ○本体は焼損しておらず、内部の基板、部品等に異常は無く、充電器の機能も正常であった。 ●当該製品は出力ケーブルの絶縁被覆の一部が焼損しているが、芯線には溶融痕等の発火の痕跡は認められず、充電器の機能も正常であることから、出火元及び事故原因の特定には至らなかったが、外部からの延焼によって焼損したものと推定される。	

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
21	A200900566 平成21年10月10日(東京都) 平成21年10月16日	電気洗濯機	(火災) 火災が発生し、現場(工事事務所浴室)に当該製品があった。	○当該製品の電源コードは、本体取付部から約50cmの箇所に溶融痕が確認された。 ○当該製品の電源コードは、床面の動線上やアコーディオンカーテンの開閉位置に設置され、溶融痕の位置と一致していた。 ○当該製品の本体内部の電装部品に発火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の電源コードが繰り返し過度な外力を受けたため、電源コードが損傷して短絡、スパークが生じて出火し、火災に至ったものと推定される。	・使用期間:1年6か月
22	A200900570 平成21年10月2日(大阪府) 平成21年10月16日	コンセント付洗面台	(火災) 当該製品の照明器具付近から出火する火災が発生し、当該製品を焼損した。濡れタオルを照明器具部分に掛けていた可能性がある。	○当該製品の上部の左右2箇所にある照明器具(白熱電球)の右側周囲が焼損していた。 ○使用者が白熱電球に濡れタオルを掛けていた。 ○再現試験の結果、タオルが白熱電球の熱で加熱されて出火した。 ○当該製品の電気配線等に発火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の照明器具(白熱電球)にタオルを掛けたことから、タオルが白熱電球の熱で加熱されたため、火災に至ったものと推定される。	
23	A200900577 平成21年9月14日(神奈川県) 平成21年10月22日	腕時計	(重傷1名) 歩行中に転倒し手をついた際、当該製品が下にずれ、手首が締め付けられる状態となり、重傷を負った。	○使用者は、歩道の生垣に張ってあったロープに足を引っかけて転倒し、両手を同時に地面に着いた際に左手首の親指側を骨折、小指側にひびが入った(左橈骨遠位端骨折、左尺骨茎状突起骨折)。 ○当該製品には、転倒による変形・破損、バックルの開閉強度の異常、ベルトの接続部強度の異常は認められなかった。 ○一般的に、橈骨遠位端骨折や尺骨茎状突起骨折は、前腕の橈骨や尺骨が手首のところで折れる骨折であり、手の平を着いて転んだときに受傷することが多い。 ●当該製品には、変形や破損などの異常は認められないため、使用者がロープに足を引っかけて転倒し手の平を地面に着いたため、事故に至ったものと推定される。	
24	A200900583 平成21年10月16日(岐阜県) 平成21年10月23日	電気洗濯機	(火災) 屋外に設置した当該製品で洗濯中に異臭がしたため確認すると、当該製品が焼損していた。	○当該製品は、洗濯タイマースイッチ周辺が焼損していたが、洗濯タイマースイッチ及び接続配線に出火の痕跡は認められなかった。 ○洗濯タイマースイッチの左上のコンセントに電源プラグが接続され、電源コードが焼損、断線していた。 ○電源コードの断線部には溶融痕が認められ、解析の結果、一次痕と推定された。 ●当該製品は、電源コードが損傷したため、コード芯線に断線スパークが生じて出火し、燃焼物が下部の洗濯タイマースイッチ周辺に落下し、火災に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「火災原因となるため、電源コードを傷つけない。傷んだコードや電源プラグは使用しない。風雨にさらされる場所に設置しない。」旨、記載されている。	・使用期間:2年9ヶ月

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
25	A200900585 平成21年10月1日（北海道） 平成21年10月23日	凍結防止用便器ヒーター	（火災） トイレから発煙したため確認すると、当該製品の周辺から発煙及び発火しており、当該製品及び周辺を焼損した。	○当該製品はコンセントに差し込まれていなかった。 ○当該製品は樹脂製の外郭は焼損しているが、内部より外部の方が焼損が著しかった。 ○当該製品内部のスイッチ、端子台、内部配線、電源コード等に溶融痕や異常発熱の痕跡は認められなかった。 ●当該製品内部に発火の痕跡は無く、コンセントにも差し込まれていなかったことから、出火元及び事故原因の特定には至らなかったが、外部からの延焼によって焼損したものと推定される。	
26	A200900594 平成21年10月17日（富山県） 平成21年10月26日	電気式浴室換気乾燥 暖房機	（火災） 火災が発生し、現場に当該製品があった。	○当該製品は焼損が著しいが残存していた電気部品、内部配線、電源コード等に出火の痕跡は認められなかった。 ○接続先が不明な天井裏の屋内配線に溶融痕が認められた。 ●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、外部からの延焼によって焼損したものと推定される。	
27	A200900595 平成21年10月17日（広島県） 平成21年10月26日	電気冷凍庫	（火災） 当該製品から異音がしたため確認すると、当該製品後面付近から発煙・発火し、当該製品周辺を焼損した。	○当該製品は背面下部の圧縮機周辺が焼損していたが、圧縮機に出火の痕跡は認められなかった。 ○電源コードは、圧縮機を取り付けているベース台端部で断線・焼損し、断線部に溶融痕が認められた。 ○電源コードは、当該製品の底面に配線され、ベース台端部で張力が加わる状態であった。 ●当該製品は、電源コードがベース台端部で張力が加わる状態であったため、使用時に引っ張り等のストレスが繰り返し加わり、コード芯線に断線・スパークが発生し、線間短絡により火災に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「火災原因になるため、電源コードを傷付けたり、引っ張ったり、無理に曲げたりしない」旨、記載されている。	
28	A200900608 平成21年10月23日（東京都） 平成21年10月30日	除湿機	（火災） 当該製品の電源コードの一部から出火したとみられる火災が発生し、当該製品および周辺を焼損した。	○当該製品は本体背面から出ている電源コードがプロテクター部で焼損していた。 ○コード焼損部は、片極の芯線がねじれて断線しており、溶融痕が認められた。 ○電源プラグのプロテクター部には、芯線に半断線が認められた。 ○電源コードを取り替えて運転したところ、当該製品は正常に動作した。 ●当該製品は、使用時に電源コードの付け根に引っ張りや屈曲等のストレスが繰り返し加えられたため、コードに半断線が生じて、火災に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「火災の原因になるため、電源コードを傷つけたり、無理に曲げたり、捻ったり、引っ張ったりしないでください」旨、記載されている。	

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
29	A200900610 平成21年10月22日（東京都） 平成21年10月30日	食器洗い乾燥機 （卓上式）	（火災） 当該製品の電源コードの一部を焼損する火災が発生した。	○当該製品の電源コードが途中で切断され、別のコードが手よりで中間接続されていた。 ○手よりで中間接続された電源コードの接続部分が断線し、先端に溶融痕が認められた。 ●当該製品は、電源コードが途中で切断され、別のコードが手よりで中間接続されており、この部分が接触不良を起こして火災に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には「電源コードを傷付けたり、加工しない」旨、記載されている。	
30	A200900625 平成21年10月29日（愛知県） 平成21年11月6日	電気がま	（重傷 1名） 当該製品にて加圧調理後に蓋を開けたところ、調理物が吹き出し、重傷を負った。	○当該製品の調圧弁には、薄皮状にスライスした人参が詰まっていた。 ○蓋の開閉は確実にでき、調圧弁と安全弁の動作に異常は認められなかった。 ○添付の料理集には、人参は一口大の乱切りにするように記載されていた。 ○事故時と同様の食材で水量を水位線以上にすると、調圧弁に人参が詰まり、内圧が残ることが認められた。 ○使用者は、事故時に蓋を開く際、操作がいつもより重く感じていた。 ○使用者は、水位線以上にしていなかったと話しています。 ●人参をスライスしていたため、当該製品の調圧弁に人参が詰まって内圧が残り、蓋を開いたときに、調理物が吹き出して事故に至ったものと推定される。 なお、本体表示には、「蓋を開けるボタンが重く感じる場合は、切りボタンを押して圧力を抜くか、自然放置し、本体を冷ましてから開ける。」、取扱説明書には「薄皮状の浮きやすい具材は、調圧弁を塞ぐことがあるため使用しない。」旨、記載されている。	
31	A200900640 平成21年11月5日（熊本県） 平成21年11月13日	電気冷蔵庫	（火災） 当該製品の電源コードの一部から出火したとみられる火災が発生し、当該製品及び周辺を焼損した。	○当該製品の電源コードは人が出入りするドアの前を横切る状態でコンセントに接続されていた。 ○事故品は電源コードが完全に断線しており、断線部には溶融痕が認められた。 ○機械室内にある圧縮機、始動リレーなどに異常は認められなかった。 ●当該製品の電源コードがドアの前を横切る状態であったことから、ドアを開け閉めする際にひっかけるなどし、電源コードを引っぱるような外力が繰り返し加わったことにより電源コードが短絡し、発生したスパークが周囲の可燃物を焼損し、火災に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「電源コードに無理な力をかけたり、重いものをのせたり、変形させるなどはしない」旨、記載されている。	
32	A200900641 平成21年10月28日（鳥取県） 平成21年11月13日	照明器具	（火災） 当該製品の周りに殺虫剤を噴霧したところ、当該製品が異音とともに発火した。	○事故当時、蝿を退治しようとして、使用者は点灯中の当該製品に向かって執拗に殺虫剤を噴射していた。 ○セード内側の樹脂製本体ユニットカバーが焼損しており、内部の電装品にも熱影響が認められたものの、銅鉄安定器など電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○点灯中の製品に対して殺虫剤を連続噴霧しても、引火・爆発などの異常は認められなかった。 ●当該製品に異常は認められないことから製品に起因しない事故と判断される。 なお、事故当時使用者が蝿を退治しようとして、当該製品周辺に多量に殺虫剤を噴射していたため、殺虫剤中に含まれる可燃成分に、スイッチの火花等が引火したものと推定されるが、点灯中の状況で事故が再現できなかったため、事故原因の特定には至らなかった。	

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
33	A200900647 平成21年11月7日(北海道) 平成21年11月17日	照明器具	(火災) 当該製品の上に寝袋をかけていたところ、異臭とともに出火し、当該製品及び周辺を焼損した。	○当該製品はハロゲンランプ2灯のセンサーライトであるが、連続点灯モードで使用されており、事故発生時は通電状態であった。 ○当該製品の外郭樹脂は溶融しているが、内部の基板は焼損していなかった。 ○溶融部には、寝袋の中綿(アクリル)が付着していた。 ●当該製品に出火の痕跡は認められず、連続点灯モードで点灯中の当該製品に寝袋を被せていたことから、ハロゲンランプの発熱によって寝袋が発火し、火災に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「布や紙など燃えやすいものをのせたり、燃えやすいものの近くで使用したりしない。火災の原因になります。」旨、記載されている。	
34	A200900650 平成21年11月3日(東京都) 平成21年11月17日	電気カーペット	(火災) 当該製品から発煙し、当該製品を焼損した。	○当該製品に焼損はなかったが、カーペットには直線上の折れしわが認められた。 ○折れしわ部分のヒーター配線を確認すると、発熱線と検知線が接触していた。 ○コントローラー基板は、温度ヒューズを作動させるための安全回路の抵抗が焼損しており、温度ヒューズが溶断し、通電が停止していた。 ●当該製品をしわのある状態で使用していたため、ヒーター線が折れ曲がり、通常より温度が高くなって、内部の発熱線と検知線が接触し、安全回路の抵抗により発熱し、出火に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「火災の原因になるので、ヒーター本体をしわのある状態で使わない。」旨、記載されている。	
35	A200900651 平成21年10月31日(岩手県) 平成21年11月17日	電気温水温風暖房機	(火災、重傷1名) 火災が発生し、1名が重傷を負った。現場に当該製品があった。	○当該製品は室内機の背面側が著しく焼損していたが、室内機内部に出火の痕跡は認められなかった。 ○室外機の電源コードは、途中でねじり接続されていた。 ○ねじり接続部は、芯線が溶融・断線し、溶融部には亜酸化銅が認められた。 ●当該製品は、室外機の電源コードをねじり接続し使用していたことから、接続部で接触不良による異常発熱が生じ、火災に至ったものと推定される。	
36	A200900652 平成21年11月7日(北海道) 平成21年11月18日	電気蓄熱暖房器	(火災) 当該製品の前面部にソファーを密着させた状態で運転し外出したところ、火災が発生し、当該製品及び周辺を焼損した。	○使用者は、日常的に当該製品の温風吹出口の前面にソファー(ウレタン製)を密着させて置いていた。 ○当該製品の外郭は、前面と上部が焼損していた。 ○当該製品内部のヒーター、基板等の電気部品に異常過熱の形跡は認められなかった。 ●当該製品の温風吹出口にソファーを密着して置いていたため、本体表面温度が高温となり、ソファーが炭化して、火災に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「本体表面や温風吹出口は高温になるため、やけどの原因となる」「カーテンや燃えやすい物の側で使用しない、また洗濯物の乾燥に使用しない。火災や変色の原因となる」旨、記載されている。	

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
37	A200900663 平成21年11月9日(岩手県) 平成21年11月20日	除湿機	(火災) 当該製品を運転中に異臭がしたため確認すると、当該製品付近から出火し、当該製品及び周辺を焼損した。	○当該製品は本体から電源コードが出ている箇所の焼損が著しい。 ○電源コードが断線し、溶融痕が認められた。 ○スイッチを押しても電源が入らないことがあり、電源コードを動かし、電源が入る位置でガムテープを貼って固定して使用していた。 ●使用者は、当該製品の電源コードの半断線を知りつつ、ガムテープで補修して使用し続けていたため、電源コードが発熱、発火し、周辺にあった衣類に着火して火災に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「感電や火災の原因になることから、電源コードは加工しない」旨、記載されている。	
38	A200900691 平成21年11月19日(群馬県) 平成21年11月27日	電気こんろ	(火災) 火災が発生し、現場に当該製品があった。	○当該製品の上に多量の炭化物が付着していた。 ○事故当時のスイッチは「とろ火」の位置と推定された。 ○スイッチは押し回し式であり、容易にスイッチが入る構造ではなかった。 ○ヒーター部、電源コード、スイッチボックス内の接点等に異常発熱等の痕跡は認められなかった。 ●使用者がスイッチをつけたまま外出したため、当該製品上の可燃物が過熱され、火災に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「燃えやすい物をまわりに置かない」「使用後やお出かけのときにはスイッチが切になっていることを必ず確かめてください」旨、記載されている。	
39	A200900692 平成21年11月20日(山形県) 平成21年11月27日	除湿機	(火災) 火災が発生し、現場に当該製品があった。	○当該製品は右側面が著しく焼損し、除湿ローターの一部が欠落していた。 ○除湿ローターには、当該製品に使用されていない、シリコン化合物が付着していた。 ○メイン基板は約半分が焼失していたが、発火するような部品はなく、その他の電気部品、内部配線にも出火した痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、当該製品に使用されていない異物(シリコン化合物)が除湿ローターに付着し、ヒーターで加熱されたため、除湿ローターが異常発熱して火災に至ったものと推定されるが、異物の侵入経路が不明であることから、事故原因の特定には至らなかった。	
40	A200900709 平成21年11月17日(佐賀県) 平成21年12月1日	電気こたつ	(火災) 火災が発生し、現場に当該製品があった。	○当該製品のやぐらの一部が焼損しているが、上面(掛けぶとんと接する面)の方が下面(ヒーターに接する面)より激しく焼損していた。 ○ヒーターユニットは器具用プラグ受け部周辺が焼損しているが、内部基板に出火の痕跡は認められなかった。 ○電源コードは、器具用プラグ周辺及びコントローラ周辺のみ焼損しているが、溶融痕などの出火の痕跡は認められなかった。 ○器具用プラグ及びコントローラの外郭は、内側よりも外側の方が焼損しており、外部からの延焼によるものと推定される。 ●当該製品に出火の痕跡はなく、焼損部位が点在していることから外部からの延焼によって焼損したものと推定されるが、出火元の特定には至らなかった。	

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
41	A200900717 平成21年11月23日（埼玉県） 平成21年12月3日	床暖房システム用コントローラー	（火災） 当該製品が収納された配電用ボックス付近から出火したと思われる火災が発生した。	○当該製品の基板、電気部品、配線等に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の電源プラグを接続していた延長コードのマルチタップ内部の焼損が著しく、タップ内部にトラッキング現象が生じた溶融痕等の痕跡が認められた。 ●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、外部からの延焼によって焼損したものと推定される。 　なお、出火元は当該製品の電源プラグを接続していた延長コードのタップ内でトラッキング現象によって、火災に至ったものと推定される。	A201000017(延長コード）と同一事故
42	A200900735 平成20年12月19日（東京都） 平成21年12月9日	電子レンジ加熱式保温器	（重傷1名） 当該製品を電子レンジから取り出したところ、内容器が落ち、1名が火傷を負った。	○使用者は、普段から当該製品を表示されている時間以上加熱していた。 ○使用者が当該製品を加熱する前、本体内部には液体が少し残っている状態だった。 ○同等品で確認したところ、表示どおりの加熱時間（500～600Wで11分間）では破裂しなかった。 ●当該製品は、使用者が普段から表示されている時間以上加熱していたことにより本体が膨張を繰り返し、その影響で本体の貼り合わせ部分の強度が低下していたために破裂し、内容物が飛散し、事故に至ったものと推定される。 　なお、本体表示には、「家庭用電子レンジでの加熱時間は５００～６００Ｗで１１分間」「必要以上の加熱は絶対に行わない」「１日２回の再加熱は行わない。もし加熱する場合は、６時間以上間隔を開ける」旨、また取扱説明書には、「液漏れが生じた場合は当該製品を電子レンジから絶対に取り出さない」旨、それぞれ記載されている。	
43	A200900738 平成21年12月4日（石川県） 平成21年12月10日	電気あんか	（重傷1名） 当該製品を使用し、火傷を負った。	○使用者は、当該製品をふとんの中に入れて就寝し、右足ふくらはぎに低温火傷を負った。 ○当該製品の温度測定を行ったところ、異常温度にはならなかった。 ●当該製品の温度特性等の機能に異常は認められないことから、当該製品に長時間触れた状態で就寝していたため、低温火傷を負ったものと推定される。 　なお、本体表示及び取扱説明書には、「低温火傷をおこすことがあるため長時間にわたり使用する場合は必ず身体から離して使用する」旨、記載されている。	
44	A200900742 平成21年10月30日（千葉県） 平成21年12月10日	換気扇	（火災） 浴室天井に設置した当該製品が焼損し、周辺を汚損した。	○当該製品は浴室用製品ではなかった。 ○電源電線を固定している電源接続部内の板バネ部分が両極とも溶融していた。 ○板バネに差し込まれた電源電線の芯線に、差し込み不足は認められなかった。 ○天井とダクトの間を塞ぐ処理が施されておらず、浴室内の空気が天井裏に漏れる状態になっていた。 ●当該製品を設置する際に天井とダクトとのすき間を塞ぐ処理が行われていなかったため、浴室内の空気が天井裏に漏れて結露した水分が屋内配線を伝わり、当該製品の電源接続子内部に浸入してトラッキング現象が発生し、火災に至ったものと推定される。 　なお、工事説明書には、「浴室など湿度の高いところは使用禁止であることや天井とダクトのすき間を塞ぐ」旨、記載されている。	・使用期間：不明（製造期間から8年と推定）

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
45	A200900761 平成21年11月25日(岐阜県) 平成21年12月17日	テレビ受信機用ブースター	(火災) 当該製品が焼損し、周辺が汚損する火災が発生した。	○壁コンセントに差し込んだ当該製品が燃えており、当該製品のサービスコンセントには延長コードの電源プラグが差し込まれていた。 ○当該製品のサービスコンセント刃受け金具が溶融していた。 ○延長コードの電源プラグ刃の根元に、サービスコンセントの差込口面の外郭樹脂が溶融・付着していなかったことから、当該製品のサービスコンセントと延長コードの電源プラグとの間にはすき間ができていたものと推定される。 ●当該製品のサービスコンセントに延長コードの電源プラグが正常に差し込まれていなかったことから、刃受け金具と電源プラグ刃との間で接触不良による異常発熱が発生し、火災に至ったものと推定される。	
46	A200900771 平成21年12月9日(和歌山県) 平成21年12月17日	ヒートポンプ式電気給湯機	(火災) 当該製品が焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。	○ファン側にあるファン、ファンガード等の樹脂部品が焼失していた。 ○ファンモーターの内部に発熱の痕跡は認められなかった。 ○ファンモーターの配線に断線や溶融痕などの異常は認められなかった。 ○機械室側にあるコンプレッサーや基板に焼損、破損等の異常は認められなかった。 ●当該製品の内部に異常は認められないことから、外部からの延焼によって焼損したものと推定される。	
47	A200900794 平成21年12月14日(神奈川県) 平成21年12月24日	電気洗濯機	(火災) 火災が発生し、現場に当該製品があった。	○当該製品の電装部品に、溶融痕などの出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の右前方約15cmに電気ストーブがあった。 ●当該製品の内部に異常は認められないことから、外部からの延焼によって焼損したものと推定される。	・A200900807(電気ストーブ)と同一案件 ・使用期間:不明(製造期間から約9～10年と推定)
48	A200900808 平成21年12月11日(大阪府) 平成21年12月28日	電気式浴室換気乾燥暖房機	(火災) 当該製品で布団を乾燥していたところ、当該製品付近から出火する火災が発生した。	○当該製品内部は煤けているが、いずれの電装部品にも出火した痕跡は認められなかった。 ○当該製品の電気回路基板を同等品に取り付けた結果、正常に動作した。 ○排気用モーター、循環用モーターの巻線、端子板には異常がなく、モーター内部の温度ヒューズも溶断していなかった。 ○ハロゲンヒーターは煤けているが、割れ、断線などの異常は認められなかった。 ●当該製品の内部に異常は認められないことから、外部からの延焼によって焼損したものと推定される。	
49	A200900828 平成21年12月22日(神奈川県) 平成21年12月28日	タイムスイッチ	(火災) 当該製品から出火し、当該製品及び周辺が焼損した。	○当該製品はビニールハウスに消毒剤を噴霧する装置のタイマーで、木板にねじ止めされていた。 ○当該製品は外郭下部が熱変形し、ススが付着しているだけであり、内部に出火の痕跡はなく、配線のねじ止め端子部分にも発熱の痕跡はなかった。 ○当該製品下部に取り付けられている変圧器が著しく焼損しており、変圧器直上の木板が著しく炭化していた。 ●当該製品には出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼によって焼損したものと推定される。	

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
50	A200900844 平成21年6月26日（神奈川県） 平成22年1月4日	靴（レディースカジュアルシューズ）	（重傷1名） 当該製品を履いたところ、足の甲がかぶれた。	○皮膚炎を発症している箇所は、靴を履いた際、足と靴の内側が接触する位置と一致していた。 ○当該製品からは、かぶれの代表的な原因物質であるホルムアルデヒドは検出されなかった。 ○使用者によるパッチテストは実施できなかった。 ●当該製品から皮膚炎を発症する可能性のある物質は検出されなかったが、使用者のパッチテストが実施できなかったため、事故原因の特定には至らなかった。	
51	A200900849 平成20年10月（大阪府） 平成22年1月5日	電動車いす（ハンドル形）	（重傷1名） 当該製品から降りようとした際に、転倒し、重傷を負った。	○使用者が、家の前で門を開けようとして平坦な舗装路で一旦停止し、手動ブレーキをロックせずに電源を切らないまま右足から降りようとしたら、当該製品が動いたために転倒し、骨折した。電源を切らない状態では、駐輪用の手動ブレーキをロックしなかった場合にも、クラッチ解除しなければ、自然に動きだすことはない。 ○当該製品の駆動部品及び制御部品には、突然動き出すような異常は認められなかった。 ●当該製品には、突然動き出す異常が認められないため、製品に起因しない事故と判断される。 なお、事故当時の詳細な状況が分からず事故原因の特定には至らなかった。 また、当該製品の取扱説明書には、「降車時には必ず手動ブレーキをかけ、ロックがかかったことを確認する。当該製品から離れるときは必ず電源スイッチキーを「切」の状態にしてキーを抜く」旨、記載されている。	
52	A200900857 平成21年12月28日（三重県） 平成22年1月7日	電気洗濯乾燥機	（火災） 当該製品が焼損し、周辺が汚損する火災が発生した。	○当該製品は、左後方側面が焼損しており、上面の左後角部に溶融穴が開いていた。 ○背面パネルを取り外すと、溶融穴の真下に当たる温風循環ダクトが焼損していた。 ○ダクト下部のファンモーター配線には溶融痕が認められたが、ファンモーター部分から燃え拡がった焼損状況ではないことから、二次痕と推定された。 ○当該製品の左側には洗面台があり、溶融・焼損したキャビネットの樹脂が当該製品側に溶け落ちていた。 ●当該製品の内部に出火の痕跡がなく、上面の焼損によって内部が燃えた状況であることから、外部からの延焼によって焼損したものと推定される。	
53	A200900876 平成22年1月5日（神奈川県） 平成22年1月14日	電気こんろ	（火災） 外出中に、当該製品及び上に置いていた可燃物が焼損する火災が発生した。	○メイン基板に焦げや出火の痕跡はみられず、小動物が侵入した痕跡も認められなかった。 ○操作基板を正常品に交換して通電したところ、正常に操作できた。 ○外部からの電源ノイズの侵入により誤動作は生じないことを確認した。 ●当該製品から出火した痕跡が認められないことから、外部からの延焼によって焼損したものと推定される。	

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
54	A200900888 平成21年12月27日（福岡県） 平成22年1月18日	換気扇	（火災） 当該製品が焼損する火災が発生し、周辺が汚損した。	○当該製品は上下逆に取り付けられていた。 ○電源接続子及び断線した電源電線に溶融痕が確認された。 ○上下逆に取り付けた再現試験の結果、結露水が電源接続子に流入することを確認した。 ●当該製品を上下逆に施工したため、壁内の結露水が電源電線を伝わって電源接続子に繰り返し流入したため、トラッキング現象が発生し、火災に至ったものと推定される。 なお、工事説明書には、「上側表示を上にして取り付ける」旨、記載されている。	・使用期間：約7年
55	A200900902 平成21年12月19日（北海道） 平成22年1月21日	蓄熱式電気暖房器	（火災） 当該製品及び周辺が焼損する火災が発生した。	○過去に、使用者が当該製品に布団を掛ける様子が目撃されていた。 ○当該製品の前面及び上面部が焦げていたが、当該箇所に電気部品はなく、発熱部品や放熱口等は認められなかった。 ○本体内部に異常は認められなかった。 ●使用者が当該製品に布団を覆い被せたため、本体表面温度が高温となり布団が焼損し、火災に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「1.吹出口から前面障害物までの距離は50cm以上。」、「2.吹出口は絶対にふさがないでください。」、「3.可燃物はくれぐれもヒーター上部近くには置かないで下さい。」旨、記載されている。	
56	A200900952 平成22年1月14日（沖縄県） 平成22年1月29日	電気洗濯乾燥機	（火災） 当該製品から発煙し、当該製品及び内容物が焼損する火災が発生した。	○事故現場では、業務用にオイルを使用しており、そのオイルが付着したタオルを当該製品で洗濯乾燥させていた。 ○焼損した洗濯物からオイル成分が検出された。 ○洗濯槽内の洗濯物だけが焼損し、当該製品内部に異常が認められなかった。 ●当該製品でオイルの付着したタオルを洗濯乾燥させていたため、残留していたオイルが酸化熱により自然発火し、火災に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書及び本体表示には、「油が付着した洗濯物は酸化熱による自然発火の恐れがある」旨、記載されている。	
57	A200900958 平成21年12月25日（埼玉県） 平成22年2月1日	ミシン	（火災） ブレーカーが落ち、火災報知器が鳴動したため、確認すると当該製品の電源コード付近から出火する火災が発生しており、当該製品及び周辺が焼損した。	○使用者は、当該製品の電源プラグを抜かないまま保管していた。 ○事故前日に当該製品からの異音を認識していながら、事故当日電源プラグをコンセントに差したまま放置していた。 ○当該製品付近に、空環（縫製物が無い状態で糸だけが絡んだもの）が数メートル認められた。 ○モーターのローターの巻線被膜が焼損していた。 ●当該製品のコントローラーが、何らかの原因により押されて当該製品が動作状態となり、縫製物がない状態で糸だけが絡んだものが堆積するなどしたため、モーターがロックされ巻線が異常発熱し、火災に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「使用後はコンセントからプラグを抜いてください。またご使用にならない時はコントローラーの上に物をのせないでください。」旨、記載されている。	

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
58	A200900962 平成21年11月1日(香川県) 平成22年2月1日	傘	(重傷1名) ジャンプ式の当該製品を車中で折り畳む際、当該製品の傘骨が体に刺さり、負傷した。	○当該製品に破損等の異常は認められず、開閉も可能であった。 ○当該製品と同等品では、中棒を縮める際の必要な力に違いは認められなかった。 ●当該製品の中棒を閉じようとした際、中棒が完全に収縮される前に柄を押さえていた手が滑ったことから、中棒が元の状態に戻ろうとして伸び、柄が目に当たり事故に至ったものと推定される。	
59	A200900964 平成22年1月19日(東京都) 平成22年2月2日	照明器具	(火災) 当該製品のスイッチを入れても点灯しなかったため確認すると、当該製品の部分及び周辺が焼損していた。	○引掛シーリングボディと引掛シーリングキャップの接続は、本来天井に固定して設置されるべきところを照明器具の熱源に近い位置で設置されていた。 ○引掛シーリングキャップ内部の引掛金具が変色しており、引掛金具近傍の外郭の焼損が著しかった。 ○当該製品の本体内部など、引掛シーリング以外に発熱した痕跡は認められなかった。 ●当該製品の引掛シーリングが正常に取り付けられず、本体内部の熱源に近い位置で使用されていたことにより、長期使用(約18年)の間に熱影響を受けて引掛シーリングキャップの外郭樹脂が熱劣化し、引掛刃と刃受に緩みが生じて接触不良となったことにより、火災に至ったものと推定される。	
60	A200900990 平成22年1月16日(岐阜県) 平成22年2月9日	電気温水器	(重傷1名) 当該製品でお湯を張った風呂に入浴したところ、1名が火傷を負った。	○来客者が自ら浴槽に湯を張り、入浴したときに火傷を負った。 ○当該製品は、タンクに常時70～90℃のお湯を貯めている製品であった。 ○浴室には2バルブ式の混合水栓が付いており、湯温は使用者が湯量と水量を別々に操作し、調整する必要があった。 ○2バルブ式の混合水栓に故障はなく、事故後も支障なく使用できている。 ●当該製品は、事故後も支障なく使用されていることから、使用者がお湯をはる際に、混合水栓で湯温の調節を適切にしていなかったことと、入浴するときに湯加減を確認せずに入浴したため、火傷を負ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「給湯時は水と混合して使う。熱湯でやけどするおそれがあります。」旨、記載されている。	
61	A200900998 平成21年11月30日(大阪府) 平成22年2月10日	電動丸ノコ	(火災) 火災が発生し、現場(資材置場)に当該製品があった。	○事故発生時、当該製品は通電されていなかった。 ○当該製品の内部に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の内部に出火の痕跡は認められないことから、外部からの延焼によって焼損したものと推定される。	・A200900999(電動丸ノコ)、A200901000(充電式電動工具)、A200901001(充電式電動工具)と同一案件
62	A200900999 平成21年11月30日(大阪府) 平成22年2月10日	電動丸ノコ	(火災) 火災が発生し、現場(資材置場)に当該製品があった。	○事故発生時、当該製品は通電されていなかった。 ○当該製品の内部に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の内部に出火の痕跡が認められないことから、外部から延焼によって焼損したものと推定される。	・A200900998(電動丸ノコ)、A200901000(充電式電動工具)、A200901001(充電式電動工具)と同一案件

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
63	A200901000 平成21年11月30日(大阪府) 平成22年2月10日	充電式電動工具	(火災) 火災が発生し、現場(資材置場)に当該製品があった。	○当該製品内部に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品のバッテリーに出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の充電器は事故発生時に通電されていなかった。 ●当該製品本体及びバッテリーの内部に出火の痕跡は認められず、事故発生時に充電器は通電されていなかったことから、外部からの延焼によって焼損したものと推定される。	・A200900998(電動丸ノコ)、A200900999(電動丸ノコ)、A200901001(充電式電動工具)と同一案件
64	A200901001 平成21年11月30日(大阪府) 平成22年2月10日	充電式電動工具	(火災) 火災が発生し、現場(資材置場)に当該製品があった。	○当該製品内部に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品のバッテリーに出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の充電器は事故発生時に通電されていなかった。 ●当該製品本体及びバッテリーの内部に出火の痕跡は認められず、事故発生時に充電器は通電されていなかったことから、外部からの延焼によって焼損したものと推定される。	・A200900998(電動丸ノコ)、A200900999(電動丸ノコ)、A200901000(充電式電動工具)と同一案件
65	A200901003 平成22年1月28日(福島県) 平成22年2月10日	電気ストーブ	(死亡1名、火災) 火災が発生し、1名が死亡した。現場に当該製品があった。 (死因は一酸化炭素中毒)	○出火元は当該製品周辺である。 ○事故当時、当該製品は通電状態であった。 ○当該製品の周辺には日頃から可燃物が置かれていた。 ●当該製品を点けたまま就寝したため、周囲の可燃物と接触し、火災に至ったものと推定される。	
66	A200901011 平成22年1月30日(東京都) 平成22年2月10日	除湿機	(火災) 当該製品の電源コードから出火する火災が発生した。	○当該製品は電源コードの本体側プロテクター部が焼損していた。 ○電源コードの本体側プロテクター部は断線しており、断線部に溶融痕が認められた。 ○製品内部に発火の痕跡は認められなかった。 ○電源コードを新品に交換して運転させたところ、正常に動作した。 ●当該製品の電源コード本体側プロテクター端部で繰り返し屈曲等の外圧が加わったため、コード内部の芯線が断線し、スパークが生じ、火災に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「電源コードを無理に曲げたり、捻ったり、引っ張ったりすると、感電、ショート、火災の原因になる」旨、記載されている。	
67	A200901026 平成22年2月8日(秋田県) 平成22年2月16日	蓄熱式電気暖房器	(火災) 当該製品に布団を掛けて外出したところ、当該製品及び周辺が焼損する火災が発生した。	○使用者が稼働中の当該製品に布団を覆い被したまま外出した。 ○当該製品前面下部の温風吹出口と前面部及び上面部の外郭鋼板が著しく焦げていた。 ○当該製品内部の基板や送風機、ヒーター等の電気部品に異常過熱の痕跡は認められなかった。 ●布団を当該製品に覆い被したまま放置されたため、本体の表面温度が高温となり、布団が過熱され、火災に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「吹出口から前面障害物までの距離は1m以上あける」「吹出口は絶対にふさがない」「可燃物はくれぐれもヒーター上部近くには置かない」旨、記載されている。	